資料　5

消費生活用製品安全法等に基づく長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度等のガイドライン案に対するパブリックコメント

－　意見概要と回答　－

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
1	点検・表示	p18～19	・特定保守製品であることの確認 法律及びガイドライン案では、特定保守製品として政令で定めるものにつき、販売事業者に説明義務を課す。特定保守製品は、政令等に規定されているところであるが、容量等により対象が制限され（例、浴室用電気乾燥機⇒定格電圧が100～300ボルト、定格消費電力が10キロワット以下のものであって電熱装置を有するものに限る（政令別表第3第9号））、販売事業者において判断できない可能性も否定できない。 それに対し、法律上、製造事業者等は、特定保守製品につき表示義務等を課していることから、何が特定保守製品であるかの判断の責任は製造事業者が負っているものと理解できる。したがって、製造事業者においては、特定保守製品であることにつき積極的に取引事業者に伝達することが、情報伝達サークルの出発点として重要であると考える。しかしながらガイドライン案では、この情報提供サークルにおける製造事業者の採るべき措置としては、単に「製品本体への表示」と「製品への書面と所有者票の添付」を義務付けているにすぎない。 したがって、製造事業者に対しても、取引事業者等に特定保守製品を納品する際、当該商品が特定保守製品であること及び上記表示等の位置や所在につき説明することをガイドライン上明記する必要があるものと思料する。あわせて、この点につき不十分な対応があれば（説明がなく表示等が不明で特定保守製品と認識できない場合など）、取引事業者等の説明義務は免除されること（具体的には本法律第３２条の５第１項但し書の「正当な理由」に該当すること）及び取得者に説明されなかったことから生じる責任は製造事業者等が負うことを明記すべきと考える。	製造事業者が、取引事業者等に特定保守製品を納品する際、当該商品が特定保守製品であること及び上記表示等の位置や所在につき説明することをガイドライン上明記するとともに、この点につき不十分な対応があれば（説明がなく表示等が不明で特定保守製品と認識できない場合など）、取引事業者等の説明義務は免除されること及び取得者に説明されなかったことから生じる責任は製造事業者等が負うことを明記すべき。	特定保守製品の所有者票は、当該特定保守製品の包装より目立つものであること、包装（包装がない場合は、当該特定保守製品の本体）に添付すること等、所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされなければならないことが法律で求められており、それをもって特定保守製品であることを確認することができ、その旨ガイドラインの３．５に明記しているところ。 なお、法施行日以降に製造又は輸入された特定保守製品と判別できないものまでに説明義務は課されないことより、ご指摘を踏まえ、当該箇所について修正させていただく。	団体
2	点検・表示	p10～11	・取得者に対する説明確認（所有者票への記載） ガイドライン案では、所有者票の様式例として「取得者が説明を受けたことの確認」欄を設けている。そして、本文の中ではこの点につき「法律上の要求事項ではありませんが、消費者の理解を高めるために記載されていることが望ましいと考えられるものです」と説明されている。 これは、上記説明にあるとおり、法律上の要請ではなく、ガイドラインで新たな内容を追加しているものである。そして、この記載措置は、特定保守製品の取得時に取引事業者から実際に説明がなされたか否かを取得者の主観的認識・判断で決定し、そのことを製造事業者等が把握するという意味を持つものと解する。 しかし、取得者が説明を受けたにもかかわらず、その事実と異なる記載がされる可能性は否定できない。さらに、仮に「いいえ」にチェックされた所有者票が製造事業者等に送付された場合、製造事業者等がどのような対応を採るのかもガイドライン案では記載されていない。たとえば製造事業者等の民事上の責任が生じる可能性があった場合、責任の一部を販売事業者に転嫁するために使われる可能性もないとはいえない。 ガイドライン案の説明では、この記載欄の趣旨は、「消費者の理解を高めるため」であるとするが、情報伝達サークルが適切に行われているかの確認であるとするならば、取引事業者が取得者に所有者票を交付して説明をしたことを、取引事業者及び取得者が確認・把握していればよいだけであり、現在の案のような、取得者側からの主観的な認識・判断のみに基づいた情報を、製造事業者等が把握することの必要性・合理性は見出すことができない。 したがって、法令上の義務となっていない事項まで積極的に実施することは、情報伝達サークルの円滑化の阻害要因となりかねず、製造事業者と販売事業者との信頼関係の崩壊につながりかねないものであり削除すべきと考える。	所有者票の様式例にある「取得者が説明を受けたことの確認」欄は、取得者が説明を受けたにもかかわらず、その事実と異なる記載がされる可能性があり、取得者側からの主観的な認識・判断のみに基づいた情報を、製造事業者等が把握することの必要性・合理性は見出すことができないため、法令上の義務となっていない事項まで積極的に実施することは、情報伝達サークルの円滑化の阻害要因となりかねず、製造事業者と販売事業者との信頼関係の崩壊につながりかねないものであり削除すべきと考える。	原案どおりとしたい。販売事業者が所有者票を用いて法定説明事項を説明し、所有者情報の提供に協力することを前提とすれば、「いいえ」にチェックが入ることとなる場合は想定しにくい。なお、当該情報は、行政が法の適切な運用の参考にすることを想定している。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
3	点検・表示	p19	宅建業者が中古物件を取得し、自ら売主となって消費者との間で売買する場合も、取引事業者に該当し、上記説明義務が課されるとしている。しかし、中古物件に附属している設備が特定保守製品であったとしても、その旨の表示が不明確になっていたり、説明書等が紛失していたりすることがあり、何が特定保守製品に該当するか不明な場合も多く発生すると考えられる。また、所有者票等も前所有者において紛失してしまっている場合は、そもそもガイドライン案による想定している所有者票による説明ができない場合も予想される。 したがって、これらの場合にも、上記（1）と同様に、本法律第３２条の５第１項但し書の「当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合」に該当するものとして、取引事業者の説明義務が免除されるべきであると考えており、解釈の明確性及び事業者の予見可能性を確保するため、説明義務が免除される「正当な理由」の具体例に記載することが必要と考える。	中古物件に附属している設備が特定保守製品であったとしても、その旨の表示が不明確になっていたり、説明書等が紛失していたりすることがあり、また、所有者票等も紛失してしまっている場合は、ガイドライン案による想定している所有者票による説明ができない場合も予想されるため、その場合は取引事業者の説明義務が免除されるべきであり、説明義務が免除される「正当な理由」の具体例に記載することが必要と考える。	上記1と同様。	団体
4	点検・表示	p19～20	法律上、宅建業者は特定保守製品が付帯する不動産の媒介に当たる場合は、関連事業者として、製造事業者等から取得者への情報伝達サークルに協力し、情報提供のため一定の措置をとることに「努める」とされている。すなわち、関連事業者に課されているのは努力義務であるが、ガイドライン案では、例えば「関連事業者の責務を果たすことが法的に求められている」（P19　5．の10行目）などと記載され、それが努力義務にとどまっているのか不明確な記述が散見される。したがって、関連事業者の責務については、すべてが努力義務であることが明確になるように文言を整理すべきであると考える。 例　ガイドライン　P19　5．の10行目 関連事業者の責務を果たすことが法的に求められている。 ⇒関連事業者の責務を果たすように努めることが求められている。	法律上、関連事業者に課されているのは努力義務であるが、ガイドライン案では、それが努力義務にとどまっているのか不明確であるため、関連事業者の責務については、すべてが努力義務であることが明確になるように文言を整理すべきであると考える。	原案どおりとしたい。本ガイドラインでは、「義務」と、義務までには至らないものとして「責務」とを使い分けているところ。	団体
5	点検・表示	p20	不動産取引仲介業者の協力責務の内容 不動産取引の仲介の場合には法律上、関連事業者と位置づけられているもので、関連事業者の業務は上記の通り努力義務にとどまるものであり、所有者に重要な情報が円滑に伝達されるよう協力要請がなされているところである。 しかしながら、ガイドライン案では、不動産取引仲介事業者の協力責務の内容として情報伝達の具体例として売主から買主に的確に情報が伝達されるために建物の設備表への記載及び脚注などに明記するよう求めている。 不動産取引における仲介業務は、多種多様な売主・買主のニーズ等に応えるべく、柔軟な対応が求められているものであり、このため、設備表などは一律的な様式でなくその状況に応じた対応となっているのが実情であり、どのような形で説明を行うのかはそれぞれの事業者や事業者団体においてノウハウ等が存するところである。このため、ガイドライン案における設備表への記載はあくまでも例示的な記載にとどめるべきである。 また、不動産に付帯している諸設備につき、表示が不明確で特定保守製品等に該当するのか不明な場合、所有者が所有者票を紛失した場合の所有者変更などについては、上記の対応すら不可能であり不要であることを明確にすべきであると考える。 さらに、「長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説ガイドライン案」とともに「消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン（案）」にて、個人情報との関係についてのガイドライン案が示されている。 この個人情報の取扱いに関するガイドライン案P6　5．関連事業者が留意すべき点にて、所有者に対してユーザー登録の有無の確認等が関連事業者の果たすべき主要な役割として記載されているが、関連事業者の協力責務の内容については、「長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説ガイドライン案」においてその努力責務が明確化されることから、重複する事項であるため、無用な混乱を避けるためにもP6　「5．関連事業者が留意すべき点」の7行目から10行目の部分は削除すべきと考える。	ガイドライン案では、努力義務にもかかわらず不動産取引仲介事業者の協力責務の内容として情報伝達の具体例として売主から買主に的確に情報が伝達されるために建物の設備表への記載及び脚注などに明記するよう求めているが、設備表などは一律的な様式でなく、また、どのような形で説明を行うのかはそれぞれの事業者や事業者団体においてノウハウ等が存するところである。このため、ガイドライン案における設備表への記載はあくまでも例示的な記載にとどめるべきである。 また、不動産に付帯している諸設備ににつき、表示が不明確で特定保守製品等に該当するのか不明な場合、所有者が所有者票を紛失した場合の所有者変更などについては、上記の対応すら不可能であり不要であることを明確にすべきであると考える。 さらに「消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン（案）」の5．関連事業者が留意すべき点にて、所有者に対してユーザー登録の有無の確認等が関連事業者の果たすべき主要な役割として記載されているが、関連事業者の協力責務の内容については、「長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説ガイドライン案」においてその努力責務が明確化されることから、重複する事項であるため、無用な混乱を避けるためにも当該箇所は削除すべきと考える。	「長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン～（案）」 5．2の不動産取引仲介業者の記述中、「なお、設備表の脚注などに、特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報の提供や変更をすることが必要であること、点検期間に点検を行うことが必要であること、特定製造事業者等への連絡先は製品に表示されていることを明記するなどの方法により、売主から買主に特定保守製品の保守に関する情報が円滑に伝わると考えられる。」と修正する。 また、法施行日以降に製造又は輸入された特定保守製品と判別できないものまでに責務は課されないことより、ご指摘を踏まえ、当該箇所について修正させていただく。なお、所有者が所有者票を紛失した場合であっても、所有者情報の提供手法は所有者票に限られないため、情報提供は不可能ではない。 「消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン（案）」 5．中、「主要な役割は、所有者に点検等の保守やユーザー登録・変更の必要性等を情報提供するということとなる（役割の詳細については「長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン～」を参照のこと）。」と修正する。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
6	OEM・PB	全般	現在の電気用品の諸手続きにおいて示されている「ブランド」の扱いと、本ガイドラインで示された扱いとでは、考え方が異なっているものの、今回示された考え方は、電気用品安全法公布の際に提出した業界団体の意見における考え方と同様のものであり、歓迎したい。 したがって、この考え方を消費生活用製品安全法の長期使用製品安全点検制度における「特定製造事業者等」に限定することなく、電気用品安全法を含めて、製品安全四法全ての届出等の諸手続きに踏襲し、関係機関等を含め、産業界全般に混乱なき様、徹底願いたい。	製品安全四法の最上位法として、電気用品安全法を含めた届出等の諸手続きにおいて、本ガイドラインで示された考え方を全てに踏襲する旨、明確にご提示いただきたい。	原案どおりとしたい。技術基準適合義務対象製品に関する「製造」の解釈とそれに基づく届出義務を含めた運用については、従前のとおりとすべきことは本ガイドラインにあるとおりである。	団体
7	OEM・PB	p1：1．(1) ガイドラインの必要性 1～3行目	従来、製品安全四法における技術基準適合義務対象製品については、実際の製造行為のみを「製造」と捉えており、OEM／PB取引実態がある場合でも実際に製造を行なっている供給元が製造事業者として届出をする義務を負うこととしている。ガイドラインに記載されている内容は、日本国内だけのことしか考えられていない。電気用品安全法では製造事業者及び輸入事業者に対する規制となっているので、技術基準適合義務も事業届出も共に製造事業者及び輸入事業者となっていることから、単純に「実際に製造を行なっている供給元が製造事業者として技術基準適合義務に対して責任がある」というのは、現在の電気用品安全法において、国内での対応には沿っているものの、輸入事業において矛盾を生じるところである。OEM／PB取引の多い輸入事業を含めて、誤解や混乱の無いよう整理し、表現願いたい。	記載の内容は日本国内限定での解釈であり、輸入事業において義務を負う事業者の考え方と矛盾を生じている。この矛盾を解消し、誤解や混乱の無いよう追記又は周知 願いたい。	本ガイドラインは、指針の基本的考え方を示しているものであり、指針に係る基本的姿勢としての考え方を示した上で典型例を挙げているものである。輸入事業者が関係する場合についても基本的な考え方に沿って処理されるが、OEM・PB取引の多様性から、典型例に挙げられていない取引形態については、個別にお問い合わせ願いたい。	団体
8	OEM・PB	p1：1．(1) ガイドラインの必要性 16行目　及び注釈	3頁：1 (4) ①単にブランドを付していると一般的に評価できる場合の説明において、『この場合には、製造と評価しうるだけの行為を行なっているとはいえず、ブランド事業者側に技術的知見が全くなく、逆に消費者から見たときには供給元がわかるため、供給元事業者が「特定製造事業者等」となる。ブランド事業者ではなく供給元事業者が特定製造事業者等」となる。』と記載されている。 しかしながら、現行の電気用品安全法における輸入事業の場合、輸入ブランド事業者が届出事業者となり、一切の責務を負っている。また、供給元の海外製造事業者を消費者が特定できない。 その一手段として、意見概要の注釈4を入れることを希望する。	「供給先3であるブランド事業者と、供給元事業者4とのいずれかが「特定製造事業者等」となるか・・・・・」と修正し、注釈4を追加する。注釈4の例：ここでいう「供給元事業者」とは、一般に言う国内製造事業者又は輸入事業者である。	本ガイドラインは、指針の基本的考え方を示しているものであり、指針に係る基本的姿勢としての考え方を示した上で典型例を挙げているものである。輸入事業者が関係する場合についても基本的な考え方に沿って処理されるが、OEM・PB取引の多様性から、典型例に挙げられていない取引形態については、個別にお問い合わせ願いたい。	団体
9	点検・表示	p8：9行目 フィードバックすることのできる事業者が・・・	よりブランドメーカーの社会的役割を明確にするため、「フィードバックすることのできる事業者が・・・」を「フィードバックし、社会的責任を履行できる事業者が・・・」に修正すべき。	よりブランドメーカーの社会的役割を明確にするため、「フィードバックすることのできる事業者が・・・」を「フィードバックし、社会的責任を履行できる事業者が・・・」に修正すべき。	原案どおりとしたい。ご指摘の理由が不明である。	団体
10	点検・表示	p1：消費生活用製品安全法による措置　4～5行目	本法律の長期使用の主題を明確化させるために、1頁4～5行目を以下のように表現するなどで、長期使用を定義づけるべきである。 「経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多くなる長期使用の消費生活用製品（特定保守製品）について適切な保守を促進。 なお、長期使用とは、本法律（ガイドライン）にて定義される「設計標準使用期間」「設計上の標準使用期間」を超えて使用する場合を言う。	本制度（長期使用製品）の本質を理解させやすくするため、上記措置の項目に「長期使用の定義」を追加願いたい。	「長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が・・・」に修正する。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
11	点検・表示	p6：3．2　7行目	ブランド事業者はＯＥＭ製品に対し、自らその製品責任を履行する意味においてブランドを付して販売しているので、事業の取り組みは製造事業者と同じであると判断されるため、特定製造事業者等の義務及び責務を果たすことが経年劣化による重大事故未然防止のためには有効であると考える。 　ＯＥＭ（ＯＤＭ）製品であってもブランド主義に基づき、ブランド事業者は製品責任を履行するべきであり、ＯＥＭガイドラインの有効性を明確にすることとなる。	「ブランド事業者はＯＥＭ製品に対して、自ら特定製造事業者等の義務及び責務を果たすことが経年劣化による重大事故未然防止のためには有効な場合もある。」と 修正。	原案どおりとしたい。原案でも大差はないものと考える。	団体
12	点検・表示	p29：添付資料２「点検結果シートの記載例」の表題部分の《特定保守製品》の標記	記載例とされているが、《特定保守製品》以外にもこれをそのまま使われてしまう可能性があり、市場において、点検義務のある製品とそうでない製品で混乱を生じることが予測されるため、明確に《特定保守製品》であることを分かるようにしていただきたい。	表題の製品名の下部に小さく《特定保守製品》と標記されているが、これを大きく目立たせて欲しい。出来れば、欄外の最上部などへ、製品名の文字サイズと同等かそれ以上。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	団体
13	ＯＥＭ・ＰＢ	Ⅰ．「長期使用製品安全点検制度における『特定製造事業者等』（法施行後に製造される特定保守製品について）」２．典型的パターン分類（２）③（ウ）及び参考資料１「特定製造事業者等フローチャート」について	上記ガイドライン案及び参考資料によると、以下の場合には、「供給元からブランド事業者に相当程度高水準の技術的知見の移転がある」かどうか（例として、「供給元からブランド事業者に対する技術的講習等がある」かどうか）により、「特定製造事業者等」となるかどうかを判断する旨が記載されている。 ・供給元が設計を行っている ・ブランド事業者と供給元事業者は他業 ・ブランド事業者は技術的仕様について指示・指定をしておらず、かつ、一定の技術的採用基準も設けていない 　この判断に関し、上記参考資料においては、「乙（供給元事業者）から甲（ブランド事業者）に技術講習等の技術情報の提供がないということは、甲がアフターサービスの実施主体とはなりえないことを示している」旨記載がある。 　しかし、他業事業者の中には、供給元からの技術的講習等を得ていなくても、アフターサービスを自ら遂行しうる十分な技術的能力を既に備えている場合がある。 　よって、上記ケースにおいては、供給元からの技術講習等による技術情報の提供・移転の有無のみによって「特定製造事業者等」となるかどうかを判断するのではなく、かかる情報の提供・移転があった場合も含め、およそブランド事業者がアフターサービスの実施主体となりうるだけの技術的能力を備えているかどうかにより判断することとすべきである。	アフターサービスの窓口たる他業ブランド事業者が「特定製造事業者等」となるかどうかは、供給元からの技術的知見移転の有無ではなく、当該事業者の技術的能力の有無により決すべき。	本ガイドラインのパターン分類はあくまで典型的なものについての分類であり、詳しくはお問い合せいただきたい。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
14	OEM・PB	III.「製品事故情報報告・公表制度に係るOEM生産品・PB品の取扱い」について	製品安全に係る長期使用製品安全点検制度は、従前の市場出荷前規制ではなく、製品が市場に出荷された後の事後規制となるところ、これまで事後規制に関するＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱いについては明確な指針がなく、この度の「消費生活用製品安全法におけるＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱いに関するガイドライン」策定の結果、明確にされたと同時に、その内容に関しても適切な措置であると考える。 また、昨年5月に施行された製品事故情報報告・公表制度についても、製品が市場に出荷された後の事後規制（事後措置）であり、原則、長期使用製品安全点検制度と同様に、企業間の取引実態に即した考え方の整理が必要であると考える。 この点、「改正消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック～」によれば、重大製品事故の発生を知ったときの報告義務者は、「消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者」とされており、OEM生産品の場合には、ブランド表示者ではなく、供給元事業者が報告義務を負うものとされている（「委託元が自ら設計し、完成品の検査を自己の責任において行うなど、単に製造行為を外注するような場合」に限り、例外的に「委託元が製造事業者とみなされる」ことになっている）。 しかしながら、昨年5月の製品事故情報報告・公表制度施行前にはブランド表示者が事故等報告を行っていたように、企業間のＯＥＭ生産品に係る取引は、ブランド表示者が主務官庁への報告や顧客対応などについて全て責任を負うことを基本として行われてきた実態がある。実際、ＯＥＭ生産品の製品本体や取扱説明書、保証書などには、原則として全てブランド表示者の社名等が表示されているため、事故発生時には、まずブランド表示者に事故情報が伝達されることが多い。供給元事業者は、ブランド表示者への製品出荷後の流通や顧客対応には関与していないだけに、ＯＥＭ生産品の事故情報を自ら収集することは困難であり、ブランド表示者から後れて伝達される事故情報の一方的な通知に頼らざるを得ない。ブランド表示者からの伝聞情報以外の情報を独自で入手することは、流通や顧客との契約関係からもまず不可能である。 以上のような取引実態に鑑み、供給元事業者を報告義務の当事者とする現在の考え方は、消費者に対する迅速な事故情報の提供という制度趣旨に照らして、本当に最適といえるかどうか疑問である。 よって、製品事故情報報告・公表制度に関しては、上記取引実態に照らし、ブランド表示者報告義務者とすることを柱として、ＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱いを長期使用製品安全点検制度と同様に早期に明確にして頂きますよう、ご検討いただきたい。	製品事故情報報告・公表制度に係るOEM生産品・PB品の取扱いについては、消費者に対する迅速な事故情報提供の観点から、ブランド事業者を報告義務者とすることを柱として、企業間の取引実態に即した検討を引き続きお願いしたい。	原則として、資料3.「消費生活用製品安全法におけるＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱いに関するガイドライン（案）」項目Ⅰ.「長期使用製品安全点検制度における「特定製造事業者等」（法施行後に製造される特定保守製品について）」(4)基本的考え方①及び「2．典型的パターン分類」に沿って、報告義務者となる製造・輸入事業者を判断するものとし、今後も実態に応じた運用をしていくこととしている。 なお、単にブランド事業者がブランドを付したのみの製品であるにもかかわらず、製品本体の表示や保証書、取扱説明書にはブランド事業者のみが記載されている場合など、消費者等が供給元事業者を知ることが出来ないケースでは、ブランド事業者が報告義務者となると考えられる。	団体
15	点検・表示	p1：長期使用製品安全点検制度	長期使用製品安全制度をカタログやホームページ上で「法定点検」と表現しても問題ないか。	長期使用製品安全制度をカタログやホームページ上で「法定点検」と表現しても問題ないか。	問題ない。	団体
16	点検・表示	p5：特定保守製品の対象・非対象について	施行以前に製造され、施行以降に販売された製品は「既販品」に該当するのか。	施行以前に製造され、施行以降に販売された製品は「既販品」に該当するのか。	貴見のとおり。	団体
17	点検・表示	p5～6：下から1行目　施行日以前に特定保守製品の製造を止めた場合の事業者の既販品の対応について	「社会的責務として、消費者からの点検要請に対応できる体制を維持していただくことが望まれます。」と明記されているが、点検体制を整備する義務はないが、顧客からの修理依頼についてのみ対応可能な従来と同等のサービス体制を維持だけでよいのか確認したい。また、安全点検の要請をされたら対応する義務があるのか確認したい。	「社会的責務として、消費者からの点検要請に対応できる体制を維持していただくことが望まれます。」と明記されているが、点検体制を整備する義務はないが、顧客からの修理依頼についてのみ対応可能な従来と同等のサービス体制を維持だけでよいのか確認したい。また、安全点検の要請をされたら対応する義務があるのか確認したい。	この場合は、特定製造事業者等にあたりませんので、点検体制を整備し、点検応諾義務は生じません。あくまでも社会的責務として点検の要請に応えて頂くことが望まれる旨を記載したものです。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
18	点検・表示	p6：事業の届出	事業者が改正法の施行日以前に特定保守製品の製造・輸入を廃止したが、当該製品の保守業務のみ継続している場合、主務大臣への届出の義務は発生するのか。	事業者が改正法の施行日以前に特定保守製品の製造・輸入を廃止したが、当該製品の保守業務のみ継続している場合、主務大臣への届出の義務は発生するのか。	この場合は、特定製造事業者等にあたらないため、届出の義務は生じない。	団体
19	点検・表示	p6：事業の届出	届出様式例を提示願いたい。	届出様式例を提示願いたい。	ご指摘を踏まえ、追加させていただく。	団体
20	点検・表示	p8：点検期間	省令との整合化のため、 ・本制度における点検期間等の考え方 の図中「使用開始」⇒「製造」に 訂正願いたい。 ・点検期間の説明文「例えば数年の期間」⇒「（1～3年）」に 訂正願いたい。	・本制度における点検期間等の考え方 の図中「使用開始」⇒「製造」に 訂正願いたい。 ・点検期間の説明文「例えば数年の期間」⇒「（1～3年）」に 訂正願いたい。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	団体
21	点検・表示	p12：点検通知	往復はがきでの通知・受付はコスト負担が大きいため、点検通知は郵便もしくは電子メールが手段とのことだが電話、電子メールでも問題ないか。	点検通知は郵便もしくは電子メールが手段とのことだが電話、電子メールでも問題ないか。	電子メールによる通知は、本人の同意があれば可能であるが、電話による通知は、通知したことにならない。	団体
22	点検・表示	p12：点検通知	複数の特定保守製品を所有する所有者（賃貸オーナー/管理会社）への点検通知は所有している特定保守製品すべてに必要か。例えば、100世帯のアパートのオーナーに対して、100枚の所有者票と、100通の点検通知が届くことになる。	複数の特定保守製品を所有する所有者（賃貸オーナー/管理会社）への点検通知は所有している特定保守製品すべてに必要か。	書面をもって通知することが要件となるが、ご意見のような事例であれば、複数の特定保守製品の点検通知をオーナーに対してまとめて行うことで足りると考える。	団体
23	点検・表示	p13：図　点検期間の時間の整理	図中 「通知の時期」⇒「通知開始の時期」に訂正願いたい。 「点検応諾義務期間」⇒「点検応諾義務期間※」と訂正し、「※期間中に受けた点検は実施しなければならない。」を追加願いたい。 「上記期間に受付けた点検の実施期間」と図表示 削除願いたい。 ← 点検の実施期間は、原則 点検期間中であること。	図中 「通知の時期」⇒「通知開始の時期」に訂正願いたい。 「点検応諾義務期間」⇒「点検応諾義務期間※」と訂正し、「※期間中に受けた点検は実施しなければならない。」を追加願いたい。 「上記期間に受付けた点検の実施期間」と図表示 削除願いたい。 ← 点検の実施期間は、原則 点検期間中であること。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。なお、点検の実施期間は、原則点検期間中であることではないのでご留意願いたい。	団体
24	点検・表示	p15：点検の結果必要となると見込まれる部品の保有	点検の結果必要となる部品が共用部品である場合、保有期間を過ぎても現実には保有している場合が想定されるが、あくまでも当該特定保守製品に限定した情報提供で問題ないか。	点検の結果必要となる部品が共用部品である場合、保有期間を過ぎても現実には保有している場合が想定されるが、あくまでも当該特定保守製品に限定した情報提供で問題ないか。	貴見のとおり。	団体
25	点検・表示	p15：点検結果の記録	・点検結果の記録は点検項目の記録のみで問題ないか。コメントや特記事項まで記録する必要があるか。 ・点検結果の記録は、点検実施者からのFAXによる点検票の保管で問題ないか。（原本の保管の必要があるか。）	・点検結果の記録は点検項目の記録のみで問題ないか。コメントや特記事項まで記録する必要があるか。 ・点検結果の記録は、点検実施者からのFAXによる点検票の保管で問題ないか。（原本の保管の必要があるか。）	コメントや特記事項が点検結果に係るものであれば、当然に点検結果記録となると考えられる。 必ずしも原本である必要はないが、原本と同じ内容がわかるようにしておく必要がある。	団体
26	点検・表示	p15：点検結果の伝達	所有者が販売事業者や関連事業者に点検を依頼し、特定製造事業者に申し込みがあった場合、点検結果を販売事業者や関連事業者に報告する必要があるか。	所有者が販売事業者や関連事業者に点検を依頼し、特定製造事業者に申し込みがあった場合、点検結果を販売事業者や関連事業者に報告する必要があるか。	所有者からの点検依頼を販売事業者等が代行したに過ぎなければ、販売事業者等に点検結果を報告する必要はないと考えられる。	団体
27	点検・表示	p17：特定保守製品取引事業者の義務と責務	インターネット販売を主たる業務にしている販売事業者は、所有者に接する機会がない。また、インターネット販売以外でも取引事業者がお客さまと直接接点がない場合が想定されるため、販売時に紙面での配布や電話での説明で問題ないこととしたい。	販売時に紙面での配布や電話での説明で問題ないこととしたい。	説明方法は画面や電話による方法も可能である。ただし、所有者票が添付されているときはその旨を併せて説明すること、所有者情報の提供に協力する責務があることに留意が必要である。	団体
28	点検・表示	p21：所有者情報の責務	複数の特定保守製品を所有する所有者（賃貸オーナー/管理会社）は、所有者票を一品一様で提供する必要があるか。	複数の特定保守製品を所有する所有者（賃貸オーナー/管理会社）は、所有者票を一品一様で提供する必要があるか。	所有者情報の提供は、所有者票の送付その他の方法により行うこととしており、必ずしも一品一様で提供する必要はないものと考えている。	団体
29	点検・表示	p21：経年劣化に関する情報の収集及び提供	残存率が著しく少ないものまで公表するとなると、かえって消費者を混乱させることになるため、「既販品については、過去に遡って表示等を行うことは不可能であるため、危害の発生を防止するための情報をホームページ等で発信」とあるが、部品の保有期間等を勘案し、点検可能な製品に限定したい。	「既販品については、過去に遡って表示等を行うことは不可能であるため、危害の発生を防止するための情報をホームページ等で発信」とあるが、部品の保有期間等を勘案し、点検可能な製品に限定したい。	既販品についても、どのような点検が可能かをわかるように一般消費者に情報提供することが求められる。部品の保有期間を過ぎた既販品については、その旨といかなる対応が可能かを情報提供することが求められる。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
30	個人情報	p7：下から2行目 関連事業者が留意すべき点	「…情報を機器メーカーに…」を「…情報を特定製造事業者等に…」に 訂正願いたい。	「…情報を機器メーカーに…」を「…情報を特定製造事業者等に…」に 訂正願いたい。	貴見のとおり、修正させていただく。	団体
31	OEM・PB	重大製品事故発生時の報告の主体についての意見	OEM製品で重大製品事故が発生した場合の経済産業省への報告は、原則として、実質的な製造事業者が行うことになります。 今回のOEMに関するガイドラインでは、長期使用製品の安全点検に関して、ブランド事業者に対する要求が多くなってきておりますが、重大製品事故についての報告は、引き続き製造事業者が行うということを明確にしてください。	重大製品事故についての報告は、引き続き製造事業者が行うということを明確にしてください。	「製品事故情報報告・公表制度に係るOEM生産品・PB品の取扱い」では、原則として、資料3．「消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン（案）」項目Ⅰ．「長期使用製品安全点検制度における「特定製造事業者等」（法施行後に製造される特定保守製品について）」(4)基本的考え方①及び「2．典型的パターン分類」に沿って、報告義務者となる製造・輸入事業者を判断するものとする。 OEM生産品、PB品では、ブランド事業者が報告義務者となって事故報告を行うことが適切な場合もあると考えられるため、上記の判断基準により、判断していただくこととなる。	企業
32	点検・表示	P13：1～2行目 特定保守製品の点検後に発生した製品事故に対する責任についての意見	ガイドラインにおいては、設計標準使用期間を経過した特定保守製品の点検を行った後、所有者に、使用継続、整備、使用中止、買換え等の選択を促すようにすることが望まれるとあります。 点検後に製品事故が発生した場合、その責任は製造事業者にあるのか、点検業者にあるのか、または、ある期間を過ぎれば、ユーザーにあるのかを明確にしてください。	点検後に製品事故が発生した場合、その責任は製造事業者にあるのか、点検業者にあるのか、または、ある期間を過ぎれば、ユーザーにあるのかを明確にしてください。	当該点検に起因する事故であれば、当該点検事業者に責任があると解される。なお、所有者は、法定点検後、継続して製品を使用する場合は、こまめな点検が必要である旨を伝えることが必要。	企業
33	点検・表示	p2	Ⅰ．長期使用製品安全点検制度 1．長期使用製品安全点検制度の趣旨と概要 1．2 長期使用製品安全点検制度の概要 ～安全に長く使うために～ ポイント3）＜情報伝達サークル制度の構築＞ ・特定保守製品取引事業者に対する、<u>ユーザー登録における所有者への協力責務</u>（32条の8第3項） 下線部分については、「所有者の承諾を得た上での、所有者情報の提供の協力責務」としていただきたい。 『「ユーザー登録」を行う。』とは、一般的には、「購入製品のウェッブページで、ユーザー登録画面にログインを行い、自らの氏名、住所、電話番号、メールアドレス等必要事項の入力を行う。」、あるいは「ユーザー登録用葉書に自らの氏名、住所、電話番号、メールアドレス等必要事項を記載し郵送する、又はファックスをする。」ことを意味し、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第32条の8第3項に規定する「特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わつて所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。」とは、明らかに異なる定義であると考えられます。 また、今後は、所有者も点検等に対してより高い意識を持つことが求められてまいりますが、「自らユーザー登録を行う。」という行動は、そのような意識を高めていくためには重要な行動であると考えられ、下線部分のように、ユーザー登録という行動を、所有者自ら主体的に行わなくても良いと解釈できるような表現は、所有者の点検等に対する意識を高めていく観点からは、あまり好ましくないと考えられます。	「特定保守製品取引事業者に対する、ユーザー登録における所有者への協力責務（32条の8第3項）」を「特定保守製品取引事業者に対する、所有者の承諾を得た上での、所有者情報の提供の協力責務（32条の8第3項）」としていただきたい。	「特定保守製品取引事業者に対する、ユーザー登録<u>のため取得者から所有者情報の提供を受けた場合の特定製造事業者等に対する所有者情報の提供</u>の協力責務」と修正する。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
34	点検・表示	p10～18	・「3．5 製品への書面と所有者票の添付」の⑦中、「取得者が②の説明を受けた旨を記入する欄」については、削除していただきたい。（10ページ） ・所有者票中、以下の下線部を削除していただきたい。（11ページ） 所有者票の様式例 表面（お客様控え所有者票）の「お客様へ（法定説明事項）」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか？　□にチェックを入れて下さい。 □はい　　□いいえ ・以下の下線部を削除していただきたい。（18ページ） 4．特定保守製品取引事業者の義務と責務 4．2 取得者に対する説明 説明すべき事項は所有者票に記載されることとなっています。所有者票に記載の説明事項をそのまま取得者に説明して頂き、説明を受けた旨の確認欄が設けられている場合には、その確認を取得者からもらって下さい。 （理由） 特定製品取引事業者は、特定保守製品の引渡の際に、法第32条の5に基づいて、所有者票の記載事項について説明を行わなければなりません。その上で、所有者と特定製造事業者にとって重要なことは、長期間の使用によって生じる経年劣化を起因として発生する重大事故を未然に防止するための、点検等の保守に関する情報提供、及び点検の実施体制が整備されることです。 そして、そのために必要な情報は、特定保守製品情報（製品名、製造会社名、製造年月日、製造番号、標準設計使用期間、点検期間、点検連絡先）、及び所有者情報（所有者氏名、住所、電話番号、法定点検通知方法）であり、「説明を受けたかどうか」という欄及び情報内容は、所有者と特定製造事業者の双方にとって必要がないと考えられます。	必要がないと考えられる箇所について、削除をしていただきたい。	原案どおりとしたい。当該情報は、行政が法の適切な運用の参考にすることを想定している。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
35	点検・表示	p11～18	・所有者票の様式例中、お客様への法定説明事項説明で、下線部分については、「この製品の製造・輸入事業者に対して、所有者情報の提供に協力しなければなりません。」としていただきたい。（11ページ） 所有者登録にあたり、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を送付するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供し、所有者登録を代行することになっています。 ・下線部分については、削除をしていただきたい。（17ページ） 4．特定保守製品取引事業者の義務と責務 4．2 取得者に対する説明 また、特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者情報の提供に協力すべき責務があります。協力の方法としては、所有者票の送付の代行やウェブ登録の代行が考えられます。 ・下線部分については、「取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により、所有者情報の提供に協力すること」としていただきたい。（18ページ） 4．特定保守製品取引事業者の義務と責務 4．2 取得者に対する説明 ～略～ ・特定保守製品取引事業者は、特定保守製品を取得する者から、記入された所有者票等所有者情報の提供を受けた場合には、所有者票の返送代行などにより当該情報を速やかに特定製造事業者等に提供すること 下線部分については、特定保守製品取引事業者がお客様である特定保守製品の所有者に対して説明を行う箇所であります。よって、下線部分のような表現になっていると、所有者は特定保守製品取引事業者が「所有者情報の登録を代行することになっている。」と誤解をする要因になりかねないと考えられます。また、購入した製品を長く安全に利用し続けるためには、現在でも定期的な点検等は必要になりますが、現状では、意識の高い所有者は点検等に対して気を配り、それ以外の所有者は、全く気にしていない状況ではないかと考えられます。 今後、所有者も点検等に対してより高い意識を持つことが求められてまいりますが、「自らユーザー登録を行う。」という行動は、そのような意識を高めていくためには重要な行動であると考えられ、下線部分のように、ユーザー登録という行動を、所有者自ら主体的に行わなくても良いと解釈できるような表現は、所有者の点検等に対する意識を高めていく観点からは、あまり好ましくないと考えられます。	あまり好ましくない箇所について、削除をしていただきたい。	・「所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。」と修正する。 ・「また、特定保守製品取引事業者は、所有者登録のため、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には当該取得者に代わって所有者情報の提供に協力すべき責務があります。協力の方法としては、所有者票の送付の代行やウェブ登録の代行などが考えられ、また、取引の実態に応じて、複数の取得者の所有者情報を一覧表にまとめて送り返すことも考えられます。」と修正する。 ・省令の規定を踏まえ、原案どおりとしたい。	団体
36	点検・表示	p11	下線部分については、「引渡年月日」として頂きたい。 所有者票の様式例 （表面左右） 販売事業者（特定保守製品取引事業者）記入欄 説明年月日：２０□□年□□月□□日 （理由） 特定製造事業者が点検等の実施体制を整備していくにあたって重要な情報は、説明を受けた年月日ではなく、「引渡を受けた年月日」であると考えられます。また、所有者にとっても、重要なのは、いつ引渡を受けたかという記録であると考えられます。	「説明年月日」を「引渡年月日」として頂きたい。	原案どおりとしたい。説明のタイミングについて、法の適切な運用の参考にすることを想定している。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
37	点検・表示	p11	下線部分については、「お客様（所有者）から所有者情報提供に係る協力の申し出があった場合は、本所有者票の送付を行ってください。」としていただきたい。 所有者票の様式例 （表面右側） ■販売事業者（特定保守製品取引事業者）様へ ・販売事業者は、お客様（所有者）から所有者登録の協力の申し出があった場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法によって所有者登録を行ってください。 （理由） 法第32条の8第3項においては、「特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。」と規定されており、「所有者登録を行う」ことについては何ら規定されておりません。また、特定保守製品の経年劣化による事故を未然に防ぎ、所有者の安心、安全を確保していく観点からは、所有者自らが「所有者票」を特定製造事業者に対して返送すること、あるいは所有者登録を行うことが、点検等に対する所有者の意識を高めていくために重要になると考えられます。	「販売事業者は、お客様（所有者）から所有者登録の協力の申し出があった場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法によって所有者登録を行ってください。」を「販売事業者は、お客様（所有者）から所有者登録の協力の申し出があった場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法によって所有者登録を行ってください。」	「販売事業者は、所有者登録のためお客様（所有者）から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供してください。」と修正する。	団体
38	点検・表示	P11：「所有者票の様式例」裏面	・以下の記載内容を削除されたい。 「重要」表面（お客様控え所有者票）の「お客様へ（法定説明事項）」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか？　□にチェックを入れて下さい。 □はい　□いいえ （理由） 説明したか否かの確認欄を、製造事業者等が保管することになる所有者票に設けることは適切でない（「はい」にチェックがない場合に製造事業者が自ら説明を行う等の措置がとられない以上意味を持たないと考えられる）。	所有者票の様式例について、以下の記載内容を削除されたい。 『「重要」表面（お客様控え所有者票）の「お客様へ（法定説明事項）」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか？　□にチェックを入れて下さい。 □はい　□いいえ』	原案どおりとしたい。販売事業者が所有者票を用いて法定説明事項を説明し、所有者情報の提供に協力することを前提とすれば、「はい」にチェックが入らないこととなる場合は想定しにくい。なお、当該情報は、行政が法の適切な運用の参考にすることを想定している。	団体
39	点検・表示	p11：「所有者票の様式例」裏面 p18：12行　説明事項	①下線部を「提供についてお客様からの依頼があった場合には、販売事業者は、所有者票の送付等について協力することになっています。」と改められたい。 ・所有者登録にあたり、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を送付するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供し、所有者登録を代行することになっています。 ②下線部を「提供について取得者から依頼があった場合には、販売事業者は、所有者票の送付等について協力すること」と改められたい。 ・特定保守製品取引事業者は、特定保守製品を取得する者から、記入された所有者票等所有者情報の提供を受けた場合には、所有者票の返送代行などにより当該情報を速やかに特定製造事業者等に提供すること （理由） 条文上は、当然に代行するという規定はなく、販売事業者(特定保守製品取引事業者)は「協力」することが求められている。	①下線部を「提供についてお客様からの依頼があった場合には、販売事業者は、所有者票の送付等について協力することになっています。」と改められたい。 ・所有者登録にあたり、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を送付するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供し、所有者登録を代行することになっています。 ②下線部を「提供について取得者から依頼があった場合には、販売事業者は、所有者票の送付等について協力すること」と改められたい。 ・特定保守製品取引事業者は、特定保守製品を取得する者から、記入された所有者票等所有者情報の提供を受けた場合には、所有者票の返送代行などにより当該情報を速やかに特定製造事業者等に提供すること	①「所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。」と修正する。 ②省令の規定を踏まえ、原案どおりとしたい。	団体
40	点検・表示	p17：「取得者に対する説明」　30行目	「取得者の承諾を得て」を「取得者の依頼があった場合」としたうえで、下線部の協力方法の例示の記述を削除されたい。 「また、特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者情報の提供に協力すべき責務があります。協力の方法としては、所有者票の送付の代行やウェブ登録の代行が考えられます。」 （理由） 所有者が特定保守製品を安全に利用するという意識を高めるためにも、所有者自身が所有者情報を提供することを原則とすべきである。協力すべき立場にある販売事業者が当然に代行するという記述は適切でない。 また、販売事業者に「取得者の承諾を得る」ことまで求める条文上の根拠はないと思われる。販売事業者の登録への協力は、取得者から求めがあったときに個別に対応することで足りると解される。	「取得者の承諾を得て」を「取得者の依頼があった場合」としたうえで、下線部の協力方法の例示の記述を削除されたい。 「また、特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者情報の提供に協力すべき責務があります。協力の方法としては、所有者票の送付の代行やウェブ登録の代行が考えられます。」	「また、特定保守製品取引事業者は、所有者登録のため、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には当該取得者に代わって所有者情報の提供に協力すべき責務があります。協力の方法としては、所有者票の送付の代行やウェブ登録の代行などが考えられます。なお、取引の実態に応じて、複数の取得者の所有者情報を一覧表にまとめて送り返すことも考えられます。」と修正する。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
41	点検・表示	p18：21行目 「なお、次の場合には、説明は不要です」 p6～：「特定保守製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）の義務と責務」	販売事業者(特定保守製品取引事業者)の説明が不要なる場合として、製造事業者が、取得者への説明を行う場合を追加されたい。 また、製造事業者は取得者への説明およびユーザー登録代行を積極的に実施すべき旨の記述を追加されたい（6頁～「特定保守製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）の義務と責務」）。 (理由) 経年劣化による危険性や点検の必要性等の商品のリスクに関する説明をし、それに対する専門的な質問に答えられない場合、取得者の不安を煽ってしまう可能性が高い。不動産に付随した特定保守製品の引渡しにあたっては、製造者が説明することが望ましいと考えられる。 また、同時に、所有者情報の登録についても、製造事業者が代行を行うことで確実な所有者情報の登録が可能となると考えられる。	販売事業者(特定保守製品取引事業者)の説明が不要なる場合として、製造事業者が、取得者への説明を行う場合を追加されたい。 また、製造事業者は取得者への説明およびユーザー登録代行を積極的に実施すべき旨の記述を追加されたい（6頁～「特定保守製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）の義務と責務」）。	説明不要の意見について、省令の規定を踏まえ、原案どおりとしたい。なお、特定製造事業者等が販売事業者からの委託を受けて説明を代行することを妨げるものではない。	団体
42	個人情報	p5：17行目　4．販売事業者等（特定保守製品取引事業者）が留意すべき点	「これは、①個人情報の提供に関する決定は取得者自身が行うべきという趣旨であって、特定保守製品取引事業者が単に説明さえ行えばそれでよいというものではない。特定保守製品取引事業者は、その責務を果たすにあたり、点検その他の保守の必要性・ユーザー登録の必要性等を説明するだけでは足りず、積極的に取得者に代わってユーザー登録を行うことの協力が求められる。消安法上、所有者自身がユーザー登録を行うべきと規定されていることは、自己決定の大原則を示すにとどまり、運用実態としては、特定保守製品取引事業者が主体的にユーザー登録の代行の協力を行うことが原則となるべきである。②したがって、協力の内容としては、ユーザー登録を勧めるということだけではなく、取得者に代わってユーザー登録の協力を行うということまで（つまり取得者に代わって所有者票を返送することまで）が法律の求める範囲である。」 を全面的に改められたい。 下線部①については、消安法第32条の8第1項は、所有者情報の提供は所有者が行うとしており、所有者が、自己の個人情報の提供に関する決定のみならず登録行為自体についても自らが行うべきことを規定していると考えられ、従って、所有者自身が自己決定に基づき自らユーザー登録を行うことが原則である旨の記述に改められたい。 また、下線部②は削除されたい。 (理由) 取得者は自ら登録を行ってこそ、メンテナンスの重要性を認識することになると考えられる。 条文上、「協力義務」であるものが、「特定保守製品取引事業者が主体的にユーザー登録の代行を行うことが原則」となってしまう根拠法令はないと考えられる。	「これは、①個人情報の提供に関する決定は取得者自身が行うべきという趣旨であって、特定保守製品取引事業者が単に説明さえ行えばそれでよいというものではない。特定保守製品取引事業者は、その責務を果たすにあたり、点検その他の保守の必要性・ユーザー登録の必要性等を説明するだけでは足りず、積極的に取得者に代わってユーザー登録を行うことの協力が求められる。消安法上、所有者自身がユーザー登録を行うべきと規定されていることは、自己決定の大原則を示すにとどまり、運用実態としては、特定保守製品取引事業者が主体的にユーザー登録の代行の協力を行うことが原則となるべきである。②したがって、協力の内容としては、ユーザー登録を勧めるということだけではなく、取得者に代わってユーザー登録の協力を行うということまで（つまり取得者に代わって所有者票を返送することまで）が法律の求める範囲である。」 を全面的に改められたい。 下線部①については、消安法第32条の8第1項は、所有者情報の提供は所有者が行うとしており、所有者が、自己の個人情報の提供に関する決定のみならず登録行為自体についても自らが行うべきことを規定していると考えられ、従って、所有者自身が自己決定に基づき自らユーザー登録を行うことが原則である旨の記述に改められたい。 また、下線部②は削除されたい。	「これは、個人情報の提供に関する決定は取得者自身が行うべきという趣旨であって、特定保守製品取引事業者が単に説明さえ行えばそれでよいというものではない。特定保守製品取引事業者は、その責務を果たすにあたり、点検その他の保守の必要性・ユーザー登録の必要性等を説明するだけでは足りず、積極的に取得者に代わってユーザー登録のため、所有者情報の提供を行うことの協力が求められる。具体的な協力内容としては、ユーザー登録のため、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により所有者情報の提供に協力することまでが法律の求める姿である。なお、消安法上、所有者自身がユーザー登録のため所有者情報の提供を行うべきと規定されていることは、自己決定の大原則を示すものである。」と修正する。	団体
43	点検・表示	p20：23行目から25行目　5．2関連事業者の協力責務の内容・不動産取引仲介業者　について	設備表は、売主自らが自己の有する設備についての情報を買主に伝達するための書類であり、不動産取引仲介業者が脚注をつけるとすれば、設備表という同一書面において売主による表示と不動産取引仲介業者による表示が混在し、設備表の作成主体が不明確となるので、上記箇所は削除されたい。 また、ガイドラインであるとしても、「設備表の脚注などに、特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報の提供や変更をすることが必要であること、点検期間に点検を行うことが必要であることを明記する。」ことを記述することは、特定保守製品取引事業者の法的義務を負わせるに等しく、努力義務の範囲を超えるものである。	23行目から25行目までの「また、設備表の脚注などに、特定保守点検製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報の提供や変更をすることが必要であること、点検期間に点検を行うことが必要であることを明記する。」を削除すべきである。	「なお、設備表の脚注などに、特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報の提供や変更をすることが必要であること、点検期間に点検を行うことが必要であること、特定製造事業者等への連絡先は製品に表示されていることを明記するなどの方法により、売主から買主に特定保守製品の保守に関する情報が円滑に伝わると考えられる。」と修正する。	団体

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
44	全体	本パブリックコメント全体	本ガイドライン検討にあたり必要不可欠と思われる関連政令・省令が今日(H20.4.13)現在も「法令データ検索システム」上で更新されておらず、確認できない。パブリックコメントの主旨に照らし考えるに、この状況は不適切である。 関連政令・省令等を当該検索システム上で更新後パブリックコメントの期間を開始するか、あるいはパブリックコメントから関連政令・省令等へのリンクを張る又は関連法令として添付する等の措置のない状態で、パブリックコメントを募集しても実効あるものとは思われない。 改善後、再度パブリックコメントを募集するか、改善措置実施後の再度の意見公募を行うべきである。	本意見公募には不備があると考えられ、是正の後、意見公募期間の延長又は再実施を行うべきである。	関係法令については、官報や経済産業省ホームページ「製品安全ガイド」(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)等で公表しているところ。	個人
45	点検・表示	P4：2．1「経年劣化による事故発生率についての調査分析の結果」	この調査分析結果が当該ガイドラインの根本的な背景となっていると考えられることから、妥当性の考慮に際してはこの調査分析結果と照らし合わせることが不可欠であり、調査分析結果が非公開の中で行われた意見公募は国民が正しい判断を行うための材料を欠くこととなり、行政の不作為による不適切な公募であると考えられるため。	この調査分析結果を公開した後、意見公募期間の延長又は再実施を行うべきである。（意見公募に際して当該調査分析結果を添付又は当該調査分析結果へのリンクを張る。）	経年劣化による事故発生率についての調査分析の結果については、経済産業省産業構造審議会製品安全小委員会にてお示しし、議論いただいた結果了承をいただいたものであり、資料については、経済産業省のホームページにて公表しているところ。また、その考え方については、同委員会において作成した中間とりまとめに記載し、パブリックコメントを既に実施したところ。	個人
46	点検・表示	P.4：2．2 P31：2．3 関連Q＆A	P.4　2．2項では「「業務用」と銘打っていても対象となります。」とあり、一方、P.31　2．3項関連Q＆Aでは「業務用の製品は対象に含まれません。」とある。考え方を統一すべきなのは当然であるが、いずれかを信じて対応の準備を開始している者に対する救済措置も講じなくてはならないものと考えるため。	対象の考え方について不統一であり、見直すべき。また、見直した結果想定される影響につき検討し広くかつ強調して公開すべき。	一般消費者に実態として使用されることが無いと考えられる場合は、そもそも消費生活用製品とはならない可能性があるため経済産業省までご相談いただくこととし、単に「業務用」と銘打っていることにはよらないということは、ガイドライン及びそのQ＆Aに記載しているとおり。表現については、ご指摘を踏まえ、よりわかりやすい表記に修正させていただく。	個人
47	点検・表示	P4：2．2　特定保守製品	例えば浴室用電気乾燥機について、「換気機能がないものや、暖房機能がないものもありますが、乾燥機能を有するものは全て対象となる」旨の記載があるが、「乾燥機能」の有無をどういう基準で判断するのか不明確と考える。例えば、電気ストーブのような熱輻射による暖房機能と換気機能を同時に有するものは、乾燥機能がある旨の記載がカタログや取扱説明書に記載されていない限り対象外と考えて良いのか。また、当該製品そのものに換気機能を有していないが、換気扇との連動機能を有している場合はどうか、などが読み取れず、この内容のままでは本来対象とすべきものを非対象として運営されたり、逆に対象外であるものが対象と思われたりし、制度が正常に運営されない懸念が大いにあるため。	対象が不明確であり、より具体的にすべき。	本ガイドラインにおいて基本的な考え方を示しているところ、製品の多様性等により判断が困難な場合は経済産業省までご相談いただきたい。	個人
48	点検・表示	P17：4．2　特定保守製品取引事業者の取得者に対する説明	特定保守製品の製造・輸入の時期から、当該製品の所有者への引渡しの時期まではある程度の期間が経過する。本改正法施行の過渡期には本体への表示や書面・所有者票の添付のない特定保守製品の所有者への引渡しが行われることとなる。この際、特定保守製品取引事業者の取得者への説明は何によってどのように行われるとするのか、またはその必要がないのか、明確にする必要がある。	H20.4.1より前に製造・輸入された特定保守製品の取得者への引渡しをH20.4.1.以降に行うにあたっての説明責任を明示すべき。	あくまでも、本改正法施行日以降に製造又は輸入された特定保守製品が、特定保守製品取引事業者の取得者への説明の対象となる。当該製品には、表示や書面・所有者票の添付がなされなければならない。	個人
49	点検・表示	P17：4．1　「メルクマール」	「判断基準」と書けば良いと思うが、なぜ敢えて国民になじみの薄いこのような外来語でカナ表記するのか疑問。別の意味で使用しているのか？使用用語の採用基準を問いたい。	国民に判りやすい表記への修正を望む。	ご指摘を踏まえて、修正させていただく。	個人
50	点検・表示	P4	主旨を鑑みるに輸出用に製造されたものは当然対象から除外されると考えられるが、本案では「製造」の文言のため、無用な誤解・混乱を予防するためにも輸出品及び国内でも米軍基地等国内法の適用が除外される施設等への設置を意図して製造された製品は除外する旨を明記すべきと考えるものである。	輸出品を除く旨を記載すべきである。	「3．3　設計標準使用期間及び点検期間」、「3．4　製品本体への表示」、「3．5　製品への書面と所有者票の添付」中に、それぞれ「ただし、輸出用の特定保守製品についてはその必要がありません。」を追加する。	個人

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
51	点検・表示	随所	「義務」「責務」「法上求められている」の違いについての解説を追加すべきである。 ガイドライン（解説）レベルであるので、これらの文言の使い分け・意味の違いに関しても解説を付すべきである。	「義務」「責務」「法上求められている」の違いについての解説を追加すべきである。	「義務」、「責務」の使い分けを脚注で解説させていただく。なお、「法上求められている」は両方の場合で用いているので、特段の解説を設けないこととしたい。	個人
52	点検・表示	P12：3．7	「点検を行わなければなりません」の意味か紛らわしいが、この意味であると点検期間の終わりの日に点検要請があった場合、即日点検を実施しなくてはならないこととなり、事実上不可能な場合が想定される。「点検受付時期」と「点検実施時期」との時間差に対する配慮が必要。	「点検に応じなければなりません」を「点検を受付けなくてはなりません」に修正すべき。	「これに応じなければなりません。」を「点検を実施しなければなりません。」に修正させていただく。	個人
53	点検・表示	P15：⑧　点検結果の伝達	「点検を求めた者」を「所有者」に改めるべき。 他の大部分は「所有者」の表現としているのに対し、この部分は「点検を求めた者」との表記である。意図的であれば解説を入れるべきであり、意図的でないのであれば他の部分と同じ表現とすべき。	「点検を求めた者」を「所有者」に改めるべき。	「点検を求めた者」には、所有者以外も含まれるので、その旨を脚注で補足させていただく。	個人
54	点検・表示	P15：⑧　(ii)	「点検後に消費者が・・」を「点検後に所有者が・・」に修正すべき。 他の大部分は「所有者」の表現としているのに対し、この部分は「消費者」となっている。意図的であれば解説を入れるべきであり、意図的でないのであれば他の部分と同じ表現とすべき。	「点検後に消費者が・・」を「点検後に所有者が・・」に修正すべき。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	個人
55	点検・表示	P19：4．2　⑤	「取得しようと場合」を「取得しようとする場合」に修正する。	「取得しようと場合」を「取得しようとする場合」に修正する。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	個人
56	点検・表示	P19：4．2　⑤、⑥	「一定期間保有又は管理」への該否判断基準となる期間を示す。 「一定期間」だけではどの程度が判断できず混乱の原因となりかねないため、判断の基準となる期間の目安を示すべき。	「一定期間保有又は管理」への該否判断基準となる期間を示すべき。	収益等を得ることが可能な程度に保有・管理する場合には、単に販売することのみを目的として保有しているとは判断されないことから、一定期間保有又は管理する場合については、除外されないものとしている。取引形態にもよるため、詳しくはご相談いただきたい。	個人
57	点検・表示	P20：5．2　修理事業者	「特定保守製品を設置する際」を「特定保守製品を修理する際」に改める。	「特定保守製品を設置する際」を「特定保守製品を修理する際」に改める。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	個人
58	点検・表示	P21：6　タイトル	「所有者」と「消費者」の違いを示すべき。 本ガイドラインの対象製品に関しては「消費者」という文言よりも「所有者」とすべきと考えられ、敢えて括弧内に「消費者」と記すと却って判りにくくなると思われるため、両者の違いに関して説明書きを追加するか、消費者という文言を削除すべきである。	「所有者」と「消費者」の違いを示すべき。	「所有者」の責務について、「一般消費者」、「賃貸業者」を意識して解説する必要があるため、あえて括弧で示すこととしたい。	個人
59	点検・表示	P36：電源電線の接続部の点検に関するQ＆A	それでも点検を求められ、所有者が費用負担を了承した場合の対応方法も記載すべき。 壁やコンクリートを壊し、点検後修復することとなるが、点検以外の工程に関する業者への連絡や日程調整等は誰の責任で行うこととなるのか明確にしておくべき。	それでも点検を求められ、所有者が費用負担を了承した場合の対応方法も記載すべき。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	個人
60	点検・表示	P36：施行日以前の製造・輸入品に関するQ＆Aの答	答の始めの「特定保守製品は、」を抹消する。また、「段階」を「時点」とする。 文が理解できないので修正すべき。現状は主語と述語が「特定保守製品は・・・特定保守製品となります。」となっており意味不明。	答の始めの「特定保守製品は、」を抹消する。また、「段階」を「時点」とする。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	個人

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
61	個人情報	P3：2－4－1	「オプトアウト方式」との表現を国民になじみがあり理解しやすい表現に修正すべき。 「オプトアウト方式」なる表現では一般国民に理解困難である。	「オプトアウト方式」との表現を国民になじみがあり理解しやすい表現に修正すべき。	「オプトアウト方式」という表現は、個人情報保護法の運用上、一般的に使用されている表現であるため原案通りとするが、ご指摘を踏まえ、脚注を付記させていただく。	個人
62	点検・表示	P13：欄外 P16：(ii) 点検後の所有者の選択の例示	点検後の所有者の選択の例示を統一するべき。 一方は「使用継続、整備、使用中止、買換え等」他方は「使用継続、使用中止、廃棄」を例示しており、統一性がないため。	点検後の所有者の選択の例示を統一するべき。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	個人
63	点検・表示	P44：④の答	「ありません」を「その記録を保存しておく必要はありません」に修正する。	「ありません」を「その記録を保存しておく必要はありません」に修正する。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく。	個人
64	点検・表示	P17：4．1　特定保守製品取引事業者	該当／非該当の例とその理由をより多く示し、該非を判りやすくすべき。現在の案では特定保守製品取引事業者及び所有者の定義が不明確であり、判断に苦しむケースが多いと想定される。 例えば、バスユニットメーカーが電機メーカーから浴室用電気乾燥機を購入し、それを設置したバスユニットをハウスメーカーに販売する場合、ユニットバスメーカーは特定保守製品取引事業者に該当するか否か。この場合のバスユニットメーカーの立場とその義務／責務は何か。本ガイドラインのどの記述から判断するのか。また、そのバスユニットを一般消費者に直接販売する場合はどうか。宅地建物取引業の免許の有無のみを指標としていては判断を誤る又は判断に迷うケースが多いと想定される。	該当／非該当の例とその理由をより多く示し、該非を判りやすくすべき。現在の案では特定保守製品取引事業者及び所有者の定義が不明確であり、判断に苦しむケースが多いと想定される。	説明する相手方である取得者は、卸売業のように再譲渡することを予定している場合の者は除かれているということは、ガイドラインに記載しているとおり。このことから、バスユニットメーカーがハウスメーカーに販売する場合のバスユニットメーカーは特定保守製品取引事業者に当たらない。ただし、ハウスメーカーが特定保守製品の所有者として、第三者に賃貸する場合のバスユニットメーカーは特定保守製品取引事業者に当たる。	個人
65	点検・表示	P4：2．2　特定保守製品となる製品：具体的には？	上記ガイドライン案では、2．2記載の9品目に該当するものは、「業務用」と銘打っていても特定保守製品の対象となる旨が記載されている。 しかし、そもそも特定保守製品は「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等から見てその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるもの」を言うから（改正法2条4項）、諸般の事情から「主として一般消費者の生活の用に供され」（法2条1項）ていると言えない製品については、そもそも「消費生活用製品」に該当しないため、当然に対象外となる。 よって、主として一般消費者の生活の用に供されていると言えないため、消費生活用製品に該当しない製品については、「業務用」と銘打っているか否かにかかわらず、当然に特定保守製品に該当しない旨を明確にすべきである。	「業務用」と銘打たれている9品目当該製品のうち、そもそも消費生活用製品の定義に該当しない製品については、当然特定保守製品に該当しない旨を明確にすべきである。	一般消費者に実態として使用されることが無いと考えられる場合は、そもそも消費生活用製品とはならない可能性があるため経済産業省までご相談いただくこととし、単に「業務用」と銘打っていることにはよらないということは、ガイドライン及びそのQ＆Aに記載しているとおり。	法律事務所

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
66	点検・表示	p5：2．3 p37：Q&A　3．8	上記ガイドライン案では、施行日以前に特定保守製品の製造等を行っていたものの、施行日において当該事業を止めている事業者にあっては、既販品についての法律上の体制整備義務（改正法32条の19）が及ばない旨が記載されている。 ここで、 ①施行日以前に製造等していた全ての特定保守製品に関する事業から撤退した事業者については、既販品についての体制整備義務が及ばないことが明らかであるが、 ②施行日以前には複数の特定保守製品の製造等を行っていたところ、施行日時点ではうち一部の製品のみを存続させ、他の製品の製造等に関する事業からは撤退した事業者における、当該廃業済の既販品の扱いについては必ずしも明確ではない。 この点、上記②の場合、施行日時点では既に当該廃業済みの既販品に関する技術情報や点検等の対応を行いうる人材、ノウハウなどが事業者に存在せず、点検等に応じることが実際上困難な場合が考えられるから、当該廃業済の既販品については、法律上の体制整備義務が及ばないと解すべきであり、上記ガイドライン案においては、この点も明確にすべきである。 また、上記に関連するQ&Aにおいて、法施行後に特定保守製品の製造又は輸入を終了し、点検・修理等の事業のみ存続させた場合には、特定保守製品に関する事業を全て廃業したとは言えないとの理由から、点検実施応諾等の法律上の義務が存続する旨が記載されている。 しかしながら、消費生活用製品安全法上、点検実施応諾等の義務を負うのはあくまで「特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者」として、「特定製造事業者等」（改正法32条の2）に該当する事業者に限られる。 従って、上記事例において、当該事業者が施行日以前に特定保守製品の製造又は輸入を終了し、その後の製造又は輸入を行わない場合には、改正法32条の2第2項によって準用される法9条に基づき、廃止の届出も行うことになるため、当該事業者は「特定製造事業者等」に該当しない。この点、その後にユーザーからの要請に応じて社会的責務として点検・修理を行うことがあったとしても、これをもって「製造事業者等」に該当すると解するのは文理解釈を超えるものと考えられる。また、貴省がQ&Aにて示した解釈を前提としなければならないとすれば、施行日以前に特定保守製品の製造又は輸入を終了させた事業者の中には、施行日後にユーザーからの要請があっても点検・修理を一切行わない事業者も現れると思われ、かえって消費者の利益を損なう実務が生まれることにもなりかねない。 そのため、施行日以前に特定保守製品の製造又は輸入を終了させた事業者は、ユーザーからの要請に応じて点検・修理を行ったとしても、「特定製造事業者等」に該当しないため、法律上の点検実施応諾等の義務が及びことはない旨とともに、社会的責務として、消費者からの点検要請に対応できるような体制を維持していくことが望まれる旨を明記すべきである。	法施行前に複数の特定保守製品を製造等していたが、施行日時点ではうち一部の製品の製造等のみを存続している場合、廃業された製品については、法律上の体制整備義務が及ばないことを明確にすべきである。また、以下に述べるとおり、この点に関連するQ&Aの内容を改訂すべきである。	②については、Q＆Aを追加させていただく。なお、法施行後に特定保守製品の製造又は輸入を終了しても、当該特定保守製品の点検・修理等の事業を残す場合は、当該特定保守製品に関する事業を全て廃業したとは言えず、廃止の届出は必要ない。 なお、「特定保守製品」は政令で指定された時に存在するものすべてがこれに該当することとなり、したがって、過去に製造又は輸入した者であっても「特定製造事業者等」に該当しうる。	法律事務所

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
67	個人情報	p2：2－2 p3：2－4－1 Q&A（特にQ2、Q3）	公表された事前評価書においては、経年劣化に由来する事故を減少させる要素として、「買換や廃棄等の促進」効果が上げられており、かかる効果は、新制度により具現化される政策評価の前提とされている。 にもかかわらず、改正法では32条の10において「第32条の12第1項及び第4項の規定による通知並びに第32条の15の規定による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない」旨が規定されるなど、特定製造事業者等が買い換えや廃棄等を促進させ、もって経年劣化に由来する事故を減らすための取り組みを行うことが大幅に制限される結果となっている。 加えて、今般の上記ガイドライン案及びQ&Aにおいては、 ①法32条の12第4項に定める「特定保守製品の適切な保守に資する事項」にあたるかどうかの指針として、「営利目的が主であってはならない」「点検通知と一緒に行うなど、主が安全性に関することであり、その従的情報提供であれば行うことが可能」であるとの解釈が示されたほか、 ②「別途の目的を持った取得」をする場合には、「消安法で利用目的を限定した趣旨」を考慮し、「別途の目的を持った取得であることが容易に判別できる手法により取得する必要がある」として、具体例として「用紙を別途準備」することや「記載欄を分ける等」の指針が示されている。 この点、上記①との関係では、特定製造事業者等が行う廃棄又は買い換えに資する情報提供については、それが点検期間到来前の点検通知の発送時期（＝設計標準使用期間の経過に伴い、経年劣化による危害の発生が具体化するため、事前に情報提供を行うべき必要性が高まる時期）と同時又はそれ以降に行われるものである限り、原則として法32条の12第4項に定める「特定保守製品の適切な保守に資する事項」にあたると解されるべきである。なぜなら、今回の法改正が「製品の経年劣化による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため」（改正理由）に成されたものである以上、所有者が行う「特定保守製品の適切な保守」には、当該製品の点検だけでなく、設計標準使用期間経過後の廃棄や買い換えなど、「当該特定保守製品について、経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれ」（法32条の14）を防止ないし排除するための一切の行為が含まれると解すべきであるからである。 また、昨今の個人情報保護の高まりにかんがみれば、廃棄や買い換えに資する情報提供を円滑に行うため、あらかじめ、所有者情報の取得時に所有者に十分な説明を行い、かつ同意を得るための積極的な取組を行うことは当該事業者として予定されるところである。 従って、廃棄又は買い換えに資する情報提供のための方策としてどのような対策を講じるかについては事業者の自主的かつ積極的な取組に委ねられるべきであって、同意取得の際の様式・方法についてまで、逐一「必要」な対応として言及し、事業者が取りうる選択肢を事実上制限させるべきではないと考える。	点検通知に付随して、特定保守製品の廃棄又は買換促進に資する情報提供を行うことは、改正法32条の10に反しないことを明確にすべきである。	当該ガイドラインにおいては、営利目的ではなく、点検通知と一緒に行うなど、主が安全性に関することであり、その従的情報提供であれば行うことが可能である旨記載しているところ、具体例などを個人情報保護法との関係で解説しているものであり、選択肢を制限する意図を持ったものではなく法律の解釈を示すものであって、ご指摘は当たらないと思料。	法律事務所
68	OEM・PB	p6：Ⅰ．2．(2)③(ウ)及び参考資料1	上記ガイドライン案及び参考資料によると、以下の場合には、「供給元からブランド事業者に相当程度高水準の技術的知見の転移がある」かどうか（例として、「供給元からブランド事業者に対する技術講習等がある」かどうか）により、「特定製造事業者等」となるかどうかを判断する旨が記載されている。 ①供給元が設計を行っている ②ブランド事業者と供給元事業者は他業 ③ブランド事業者は技術的仕様について指示・指定をしておらず、かつ、一定の技術的採用基準を設けていない この判断に関し、上記参考資料においては、「乙（供給元事業者）から甲（ブランド事業者）に技術講習等の技術情報の提供がないということは、甲がアフターサービスの実施主体とはなり得ないことを示している」旨が記載されている。 しかし、他業事業者の中には、家電メーカーからガス機器のOEM供給を受ける場合のガス事業者のように、供給元からの技術講習等を得ていなくても、アフターサービスを自ら遂行しうる十分な技術的能力を既に備えている場合がある。 よって、上記ケースにおいては、供給元からの技術講習等による技術情報の提供・移転の有無のみによって「特定製造事業者等」となるかどうかを判断するのではなく、かかる情報の提供・移転があった場合も含め、およそブランド事業者がアフターサービスの実施主体となりうるだけの技術的能力を備えているかどうかにより判断することとすべきである。	アフターサービスの窓口たる他業ブランド事業者が「特定製造事業者等」となるかどうかは、供給元からの技術的知見移転の有無ではなく、当該事業者の技術的能力の有無によって決定されるべきである。	本ガイドラインのパターン分類はあくまで典型的なものについての分類であり、詳しくはお問い合せいただきたい。	法律事務所

パブリックコメント意見概要と回答

番号	区分	該当箇所	意見及び理由	意見のポイント	回答	意見提出者
69	OEM・PB	p7：III	昨年5月に施行された製品事故情報報告・公表制度についても、長期使用製品安全点検制度における扱いと同様に、企業間の取引実態に即した考え方の整理が必要である。 この点、「改正消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック～」によれば、重大製品事故の発生を知った時の報告義務者は、「消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者」とされており、OEM生産品の場合には、ブランド表示者ではなく、供給元事業者が報告義務を負うものとされている（「委託元が自ら設計し、完成品の検査を自己の責任において行うなど、単に製造行為を外注するような場合」に限り、例外的に「委託元が製造事業者とみなされる」ことになっている）。 しかしながら、昨年5月の製品事故情報報告・公表制度施行前には、ブランド表示者が事故等報告を行っていたように、企業間のOEM生産品に係る取引は、ブランド表示者が主務官庁への報告や顧客対応などについて全て責任を負うことを基本として行われてきた実態がある。実際、OEM生産品の製品本体や取扱説明書、保証書などには、原則として全てブランド表示者の社名等が表示されているため、事故発生時には、まずブランド表示者に事故情報が伝達されることが多い。他方、供給元事業者は、ブランド表示者への製品出荷後の流通や顧客対応には関与していないだけに、OEM生産品の事故情報を自ら収集することは困難であり、ブランド表示者から後れて伝達される事故情報の一方的な通知に頼らざるを得ない。ブランド表示者からの電文情報以外の情報を独自で入手することは、流通や顧客との契約関係からもまず不可能である。 以上のような取引実態に鑑み、供給元事業者を報告義務の当事者とする現在の考え方は、消費者に対する迅速な事故情報の提供という制度趣旨に照らして、最適といえるかどうか疑問である。前述した実務からすれば、行政において、できる限り早期に事故情報を把握するためには、報告義務者をブランド表示者とすることが望ましいはずであり、その後の原因調査や再発防止措置に関する報告はブランド表示者を通じて実質的に供給元事業者から受けることが可能なはずである。従って、原因調査や再発防止措置を講じる主体が供給元事業者であることは、ブランド表示者を報告義務者としないことの理由にはならないと考えられる。 よって、製品事故情報報告・公表制度に関しては、上記取引実態に照らし、ブランド表示者を報告義務者とすることを基本として、早期に見直されるべきである。	製品事故情報報告・公表制度に係るOEM生産品・PB品の取扱いについては、一般消費者に対する迅速な事故情報の観点から、ブランド事業者を報告義務者とすべきである。	「製品事故情報報告・公表制度に係るＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱い」では、原則として、資料3．「消費生活用製品安全法におけるＯＥＭ生産品・ＰＢ品の取扱いに関するガイドライン（案）」項目Ⅰ．「長期使用製品安全点検制度における「特定製造事業者等」（法施行後に製造される特定保守製品について）」(4)基本的考え方①及び「2．典型的パターン分類」に沿って、報告義務者となる製造・輸入事業者を判断するものとするとした理由はガイドラインに記載のとおり。	法律事務所